

平成24年度事業計画

介護保険法や障害者総合福祉法など福祉の現状において、介護福祉士会の役割、活動は重要なものとなっています。専門性の向上のため、平成24年度は研修のシリーズ化や実務者研修の講師養成など、より質の高い研修に取り組んでいきます。また、設立20周年を迎えました。気持ちを新たにその他の事業においても公益性が高い事業を、県民の福祉の向上を目指し、しっかりと取り組みます。

介護福祉士を取り巻く現状は依然厳しく、多くの課題を解決するためには理事を中心に会員間の強い“絆”が必要です。介護を魅力ある仕事とするため、会員一人ひとりの力を結集し、活動を行っていきましょう。

1、介護福祉の向上のための調査研究事業

①論文作成研究事業

介護にとって記録は欠かせないものであり、専門性を実証するための方法の一つである。現場実践を研究することは、介護の質を高め、利用者のQOL向上につながる。そのためには、研修会の企画や委員会を開催し論文作成などの指導を行う。また、福岡県介護学会をはじめとし、他の介護関連学会での発表を目指した活動を行う。

②介護学会事業

論文や事例検討についての研究・調査・発表を通じて、発表者または参加者が新たな気づきや実践方法を獲得し、より良い介護の提供、介護福祉士の社会的評価の向上を目指す。

③海外研修事業

海外の介護福祉事情を視察し介護環境の向上に役立てる。視察後はレポートをまとめ、会員と情報の共有を図り質の向上に努める。

④関連団体が行う調査事業への協力

関連団体との協力関係を強化し、県民などの介護福祉の質の向上に寄与するために、関連団体が実施する調査事業への協力を行う。

⑤制度政策検討事業

介護の質の向上のために福祉制度の検討や介護従事者の業務特性を明らかにし、介護環境の改善を図ることを目的とする。また制度改正など介護を取り巻く変化について、会員へ周知、理解を深めることができるよう検討を行う。

⑥災害対策検討事業

日本介護福祉士会の作成する災害マニュアルの見直しに対する協力をを行う。また、災害時の被災地での派遣活動において求められる知識や技術(災害時介護技術)など検討を行う。

2、県民への介護福祉に関する情報提供及び啓発事業

①公開セミナー事業

要介護者の家族や地域住民など、広く県民を対象として介護福祉に関する知識を普及し、社会全体の介護福祉に対する意識の向上などを図ることを目的とする。総会時に行う基調講演などを一般公開して、誰もが参加できる講演やセミナーを開催する。

②広報事業

広報紙の発行やホームページの更新を通じて、会員や県民に対して本会の活動状況や福祉に関する情報提供を行う。広報紙は年間を通して、偶数月に発行する。

③講師派遣事業

介護従事者や要介護者の家族や地域住民など、広く県民を対象として、介護に関する知識や技術を普及することを目的とする。社会福祉協議会、介護サービス事業所などの団体からの依頼をうけ、セミナー、研修会等への講師の派遣を行う。

④行政機関等が行う介護に関するイベント協力

行政機関等が開催する介護に関するイベントに、協賛又はスタッフとして参加するなどして、共に介護に関する普及活動を行う。

⑤介護の日啓発事業

1月11日の「介護の日」を、福岡県民に対して周知することを目的として、啓発活動を行う。

3、介護従事者などに対する相談、研修等事業

①相談事業

県民や介護従事者からの介護に関する悩み相談に応じ、バーンアウト防止またはストレスや介護負担の軽減などを図ることを目的とする。

本会事務局に設置している固定電話にかかる介護に関する質問に答えるなど、事務局職員が情報提供を行う。更に、介護従事者などの悩み相談に応じるために専門の相談員による相談会を開催する。

②就職支援事業

介護の仕事に従事したいと考えている者に介護業務の内容や資格取得方法についての情報提供や求人情報の提供を行い、就職を支援することを目的とする。

他団体が主催する「福祉の職場説明会」など、主催者の依頼により会員を派遣し、学生や

今後介護業務に従事したいと考えている者に対して、介護業務の内容や介護事業ごとの特徴、介護福祉士の資格取得方法等の情報提供を行い、就職を支援する。また、広報誌などを通じて本会に寄せられる介護事業所などからの求人情報を提供する。

③受験対策事業

介護関連資格取得を支援することを目的とする。

介護福祉士資格取得を目指す者を対象に、受験対策講座、試験対策模擬試験、実技講習会を実施する。また、介護支援専門員の資格取得を目指す者を対象に、受験対策講習会、全国統一模擬試験を実施する。これにより高齢者の福祉を担う人材の育成を行う。

④介護福祉士生涯研修事業

質の高い介護が提供できるよう、介護福祉士が生涯にわたり研鑽していくべき研修の機会を提供することを目的とする。

介護福祉士資格取得後、おおむね1年程度の初任者を対象に、質の高いサービス提供者となっていくための、職業倫理、最新の知識、技術の修得などを目的とする初任者研修会を開催する。研修時間は21時間程度で、おむむね3日間で修了する形式をとる。

介護福祉士資格取得後、おおむね2～3年程度の方で、小規模チームのリーダーとして活躍している又は今後活躍が期待できる方を対象にして、ファーストステップ研修を行う。カリキュラムは個別ケア、地域との連携、チームの運営管理の3つに分かれ、事前事後課題を含めると延べ200時間の研修である。

訪問介護事業所の質の向上のためにサービス提供責任者向けの研修会を開催する。

⑤介護実習指導者講習会事業

現場で介護実習を担う者の資質を向上することにより、介護福祉士養成施設で学ぶ学生がより効果的な現場実習を体験することを目的とする。

法律改正により本講習を受講しなければ、学生への実習指導にあたることができないこととなったため、将来の人材を育成するためには必要な研修会である。

⑥介護支援専門員研修事業

介護支援専門員の資質の向上を図ることを目的とする。

介護支援専門員に対してケアマネジメント手法や制度改正、高齢者の理解などの資質向上のための研修会を開催する。

⑧介護技術講習指導者養成講習事業

介護福祉士資格取得を目指す者が受講修了することにより、国家試験2次試験（実技）が免除になる介護技術講習会の指導者の養成を行い、質の高い介護福祉士の育成を図る。

⑨外部評価調査員養成等研修事業

県と協議の上、必要と認める場合には下記の研修を実施する。

- 1) 外部評価調査員養成研修修了者に対し、研修を実施する必要がある場合
- 2) 外部評価機関がフォローアップ研修の実施を依頼する場合

⑩その他研修事業

介護従事者の資質の向上を目的とする。

介護分野を、老人施設部会、障害施設部会、ヘルパー部会、それぞれの専門性の向上に資するための研修会を開催する。福岡市支部・北九州市支部は年間2回、筑豊支部、福岡支部・筑後支部は年間1回以内の研修会を開催する。また、福岡市支部、北九州支部を除く支部において各地区で年間1回の研修会を開催する。

「w a k a b a～明日への会～」、「まりも会」において、研修会を年間1回開催する。介護認定審査会・障害程度区分認定審査会の委員、外部評価調査員の質の向上のための研修を行う。

認知症の基礎から介護の方法、認知症介護指導者、認知症のスペシャリストを養成する認知症介護指導者講習会事業をシリーズ化研修として行う。平成25年度より始まる実務者研修（450時間）の講師養成を行う実務者研修講師養成研修を行う。様々な研修会や自己研鑽で得た知識や技術などを職場や地域社会などへ伝えるための方法や技術を学ぶ、企画研修やプレゼンテーション研修を行う。

また、グループ助成として、本会会員が企画し、会員15名以上の参加を持って行われる、関心のあるテーマについての調査研究並びに研修会等の経費を一部助成する。

4、介護を必要とする者などの自立支援を図るための事業

①介護認定審査会・障害程度区分認定審査会への委員派遣事業

県内の市町村、広域連合が組織する介護認定審査会並びに障害程度区分認定審査会に、適切な人材を派遣する。専門職である介護福祉士を委員として派遣することにより、適正な認定審査が行われることを目的とする。

②行政機関等が開催する委員会への委員派遣事業

福祉行政に介護現場の意見を反映させ、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。県内で県市町村、広域連合が開催する福祉、医療等に関する委員会などに適切な人材を派遣する。

③介護サービスの外部評価事業

介護サービス事業所の質の向上をもって、県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。福岡県並びに北九州市指定調査機関として、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等からの依頼を受け、実地調査を行うことにより介護サービスの質の向上並びに県民への情報提供に努める。